

平成23年 1月20日

村上市議会議長 佐藤 宮 吉 様

村上市議会運営委員会
委員長 長谷川 孝

村上市議会基本条例（素案）について（中間答申）

合併後の村上市議会の議会運営のあり方については、平成20年6月定例会以後、各会派への議会運営に対する意見の集約、全議員への議会運営に関するアンケート調査などを実施し、また、議会基本条例制定の先進地である三重県伊賀市議会への研修視察などを行い、平成21年4月30日の全員協議会において、「村上市議会活性化についての検討要綱」の承認を受け、議会の活性化に関する諸問題について、調査、研究及び協議し、議会改革案の検討を進め、その検討期間を平成23年3月までとし、検討の結果、議会活性化に適している事項については、その都度、結論を得ながら、村上市議会の活性化に努めてまいりました。

また、「議会基本条例」については、平成21年4月から議会基本条例を施行した新発田市議会へ視察を行うとともに、議会活性化と議会改革に向け、昨年8月から本格的に検討をはじめ、その素案の作成に当たっては、プロジェクトチーム（PT）を編成し、その構成、条文について検討を行い、逐条解説を纏めるなど、精力的に素案づくりに取り組んでまいりました。

ここに、市議会及び市議会議員の責務を果たし、市民に開かれた議会、信頼される議会を目指すため、議会・議員の活動原則や市民と議会の関係などを明らかにした議会基本条例の素案を作成したので、別紙のとおり中間答申します。

記

添付資料

- ・ これまでの検討経過
- ・ 議会基本条例（案）目次
- ・ 議会基本条例（案）
- ・ 議会基本条例（案）逐条解説
- ・ その他附属資料（先進市議会基本条例比較表など）